

福井県手話言語条例（仮称）骨子案

1 条例の目的

手話が言語であり、ろう者の意思疎通および情報の取得または利用のための手段であることにかんがみ、手話の普及等に関し基本理念を定め、県の責務および県民の役割等を明らかにするとともに、手話の普及等のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定め、もってすべての県民が共生することのできる地域社会を実現すること。

2 用語の定義

- (1) ろう者：聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活または社会生活を営む者または手話を獲得しようとする者。
- (2) 手話の普及等：手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備。
- (3) 手話通訳者等：手話通訳を行う者その他のろう者とろう者以外との意思疎通を支援する者。
- (4) 学校：学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学および高等専門学校を除く。）および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園。

3 基本理念

- (1) すべての県民は、手話が、独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であり、およびろう者の言語文化活動を支えるものであることを理解すること。
- (2) 手話の普及等は、ろう者の意思疎通を行う権利および意思疎通のための手段についての選択の機会を尊重し、すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として行われること。

4 県の責務

- (1) 県は、前条の基本理念にのっとり、ろう者が日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及等のために必要な施策を推進する。
- (2) 県は、ろう者および手話通訳者等の協力を得て、この条例の基本理念に対する県民の理解の促進を図る。

5 市町との連携協力

県は、基本理念に対する県民の理解の促進、手話の普及等に当たっては、市町と連携協力を図るよう努める。

6 県民等の役割

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるよう努める。
- (2) ろう者は、基本理念にのっとり、県の施策に協力するとともに、基本理念に対する県民の理解の促進および手話の普及等に努める。
- (3) 手話通訳者等は、基本理念にのっとり、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進および手話の普及等に努める。

7 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対してサービスを提供するときまたはろう者を雇用す

るときは、手話等の使用に関して配慮を行うよう努める。

8 計画の策定および推進

- (1) 県は、障害者基本法第 11 条第 2 項の規定による障害者計画において、手話の普及等の推進に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 県は、前項の施策について定めようとするときまたはその施策を変更しようとするときは、あらかじめ、ろう者の意見を聴く。
- (3) 県は、第 1 項に規定する施策について、その実施状況を公表するとともに、必要に応じて見直しを行う。

9 手話を学ぶ機会の確保

県は、市町その他の関係機関、ろう者および手話通訳者等と協力して、県民が手話を学び、ろう者に対する理解を深める機会の確保に努める。

10 手話等を用いた情報発信等

- (1) 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、手話等を用いた情報の発信に努める。
- (2) 県は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な施策を講ずる。

11 手話通訳者等の養成

県は、市町と協力して、ろう者が地域において生活しやすい環境の整備に資するため、手話通訳者等の人材の育成に必要な施策を講ずる。

12 学校における手話の普及等

- (1) ろう者である幼児、児童または生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話の習得および手話に関する技術を向上させるため、合理的な範囲内において、必要な施策を講ずるよう努める。
- (2) ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等およびその保護者の基本理念に対する理解を促進するため、合理的な範囲内において、学習の機会の提供ならびに教育に関する相談および支援に努める。
- (3) 県は、前二項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関に対し、情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行う。

13 事業者への支援

県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するときまたはろう者を雇用するときにおいて、手話等の使用に関して配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努める。

14 手話に関する調査研究

県は、ろう者および手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進およびその成果の普及に協力するよう努める。

15 財政上の措置

県は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。